

公的銀行の不良債権問題について

1. はじめに

ラグラム・ラジャン前 RBI（インド準備銀行）総裁が 2017 年 3 月を期限として開始した公的銀行の資産健全化であるが、現状漸く銀行による不良債権の抽出（分類）が概ね完了に近づいた段階といえる。抽出した不良債権の再建手続きや売却などの処理の加速化を図るべく、政府、RBI は従来から様々な施策を打ち出してきており、直近では 5 月 4 日に大統領令ルートでの 1949 年銀行規制法の修正を行い、問題企業の再建手続きにおける RBI の権限強化を行っている。一方でこれまでの政府・RBI の施策が必ずしも有効に機能しているという訳ではなく、依然として不良債権問題については多くの課題が残っているものとみられる。

本稿では、まず公的セクター銀行（公的銀行）の不良債権の状況を把握し、次にこれまで行われてきた政府や RBI の不良債権処理に対する諸施策や不良債権に係る課題を概観し、不良債権処理の加速化を狙った今回の銀行規制法の改正と今後の動向などについて整理していきたい。

2. 不良債権の状況について

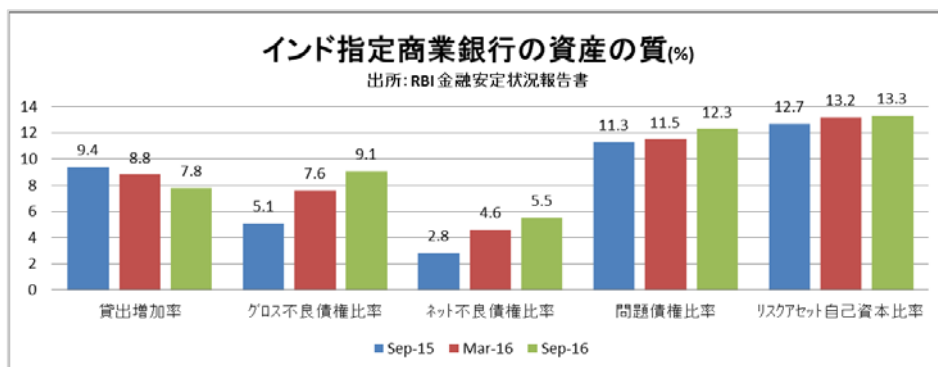
インドでは不良債権関連の記事が連日のように報道されているが、そこまで注目されている理由を少し考えてみたい。

公的銀行、民間セクター銀行（民間銀行）および外国銀行からなる指定商業銀行のグロス問題債権（不良債権とリストラ正常債権の合計）額は 2016 年 12 月末で 9 兆 6 千億ルピーに達している。公的銀行は指定商業銀行全体の与信、預金ともに 7 割程度のシェアを占めている一方で、指定商業銀行の不良債権の 9 割程度を占めており、インド銀行業界の不良債権問題は公的銀行の不良債権問題ということができる。

今後不良債権処理を進めていく中で追加の引当・損失負担が出るのは確実で、その規模については 2015-16 年度の不良債権の回収率が 10%程度であることやインドのマヒンドラ証券などは今後も不良債権は増加し 4 兆ルピー程度の追加損失が出るとの見込みを述べているなど、かなりインパクトのある数値となる可能性がある。例えばこの 4 兆ルピーという金額は、2017-18 年度の政府予算 21 兆ルピーの 2 割程度を占め、またインド名目 GDP では 2.6%程度となる。巨額であることには変わりはないが、インドの成長率なども考慮すれば、最終的には対応可能な水準に見えるのも事実であり、それではなぜ政府は不良債権処理を急いでいるのだろうか。

2016-17 年度の Economic Survey では双子のバランスシート問題として、大企業における過剰債務と公的銀行における不良債権問題が表裏一体となって、インド経済に大きな影響を及ぼしているとして取り上げている。RBI が半期毎に公表している金融安定化報告によると、銀行全体として貸出の伸び率は年々鈍化しているが、これは銀行システムの大きな部分を占める公的銀行が巨額の不良債権を抱え新たにリスクテイクする余力がないこと、民間企業も過剰

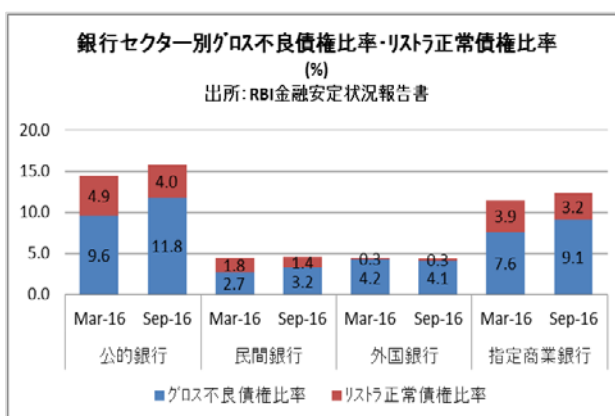
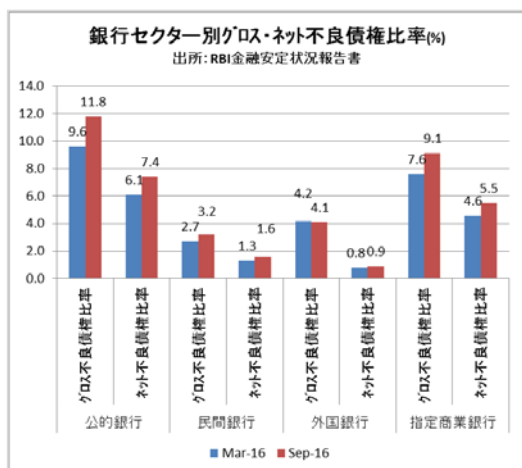
債務を抱え投資余力が縮小してきたことが関係しているものと考えられる。ファイナンスが目詰まりを起し、投資が縮小すれば経済成長への影響は避けられないことから、政府はインド経済の成長を阻害する危険が大きい双子のバランスシート問題を重要課題として取り組んでいるものと考えられる。



前置きが長くなったが、まずはインド銀行業界の不良債権、問題債権について概観してみたい。インドの指定商業銀行の9月末のセクター別の与信シェアは公的銀行が68.6%、民間銀行が26.3%、外国銀行が5.2%となっており、預金シェアでも公的銀行が71.6%、民間銀行が23.2%、外国銀行が5.1%となっている。近年与信シェア、預金シェアとも民間銀行のシェアが上昇しており、特に与信シェアは2012年3月時点では公的銀行が76.1%、民間銀行が18.9%と公的銀行はシェアを大きく下げている。とはいえ未だ全体の7割近くを公的銀行が占めており、その重要性は変わっていない。

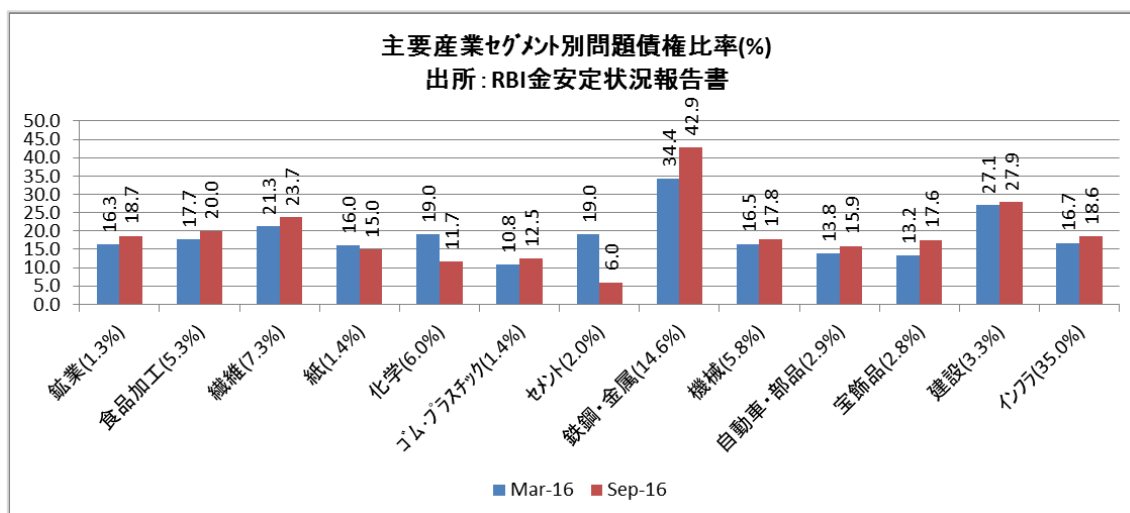
各行はRBIより資産査定の厳格化を求められたことから、2016年3月末の不良債権比率についてはグロス不良債権比率、引当考慮後のネット不良債権比率ともに2015年9月末比で上昇、2016年9月末でもその上昇は続いている。

一方でリストラ正常債権を含む問題債権比率については上昇幅が不良債権比率に比べて小幅となっている。これはRBIが主導した資産査定の厳格化によりこれまでリストラ正常債権として分類していた債権を不良債権に大幅にシフトしたことが要因となっている。



次に銀行セクター別の不良債権比率をみると、公的銀行が指定銀行全体の足を引っ張る形となっており、公的銀行のそれは指定商業銀行全体の数値を大幅に上回る数値となっている。民間銀行についても2016-17年度に入って不良債権比率の上昇は見られるが絶対的な水準と伸び幅などから公的銀行に比べれば問題は軽微といえるだろう。

問題債権についても同様であり公的銀行が全体の足を引っ張っている構図は変わらず、公的銀行の問題債権比率は16%に迫っており危機的な水準にあるといえる。



次に主要産業セグメント別の問題債権比率をみると多くのセクターで問題を抱えていることがわかる。2016年9月期で最も問題債権比率が高いのが鉄鋼・金属で42.9%、続いて建設の27.9%、繊維23.7%、食品加工の20.0%、鉱業18.7%、インフラ18.6%などとなっている。鉄鋼・金属については需要など一部状況改善がみられるが、過剰設備、過大債務といった問題は引き続き抱えている。表中の各セグメント横の括弧内の数値はシェアとなっており、電力、道路、通信、航空などのインフラはセグメント別で最大のシェアを占めかつ問題債権比率も高水準であることから、全体の問題債権比率が高止まりしていることへの影響が大きくなっている。

後掲「主要行の状況」で個別行の状況を整理しているが、公的銀行21行の引当考慮後のネット不良債権額合計は約3兆4千億ルピーとなっておりこれにリストラ正常債権約2兆ルピーを併せると5兆4千億程度の未引当のネット問題債権を抱えていることがわかる。

今年4月にRBIは銀行に対する早期是正措置のガイドラインの見直しを行なっているが、早速IDBI Bankがその対象として配当の制限、支店拡大の制限、役員報酬の制限などを課されたようだ。また今後早期是正措置の対象としてIndian Overseas Bank、Dena Bank、United Bank、UCO Bank、Oriental Bank of Commerceなどの名前が新聞紙上で取り沙汰されているが、ネット不良債権比率6%以上が早期是正措置の一つの基準となるため、数値基準でいえば15行程度の公的銀行が早期是正措置の対象となる可能性がある。またネット不良債権比率が12%以上で清算の対象となるため、2016年12月末でネット不良債権比率が14%となっているIndian Overseas Bankなどは厳しい対応を迫られる可能性もある。

Capital Adequacy Ratio（自己資本比率）は現状10.25%未満の場合早期是正措置の対象となる。現状では各行ともクリアしているが、今後不良債権処理が進み損失が拡大する中でその低下も想定され、基準に抵触する可能性もある。尚、民間銀行については主要銀行を参考記載しているが、2016年3月以降不良債権額、不良債権比率などが悪化しているICICI BankやAxis Bankなどの銀行もみられるが、引き続きコントロール可能な水準といえるだろう。

3. 不良債権処理へのこれまでの取組

2016 年 3 月以降不良債権額、不良債権比率ともに悪化が続いているが、ここに来て悪化ペースについてはやや鈍化が見られることからピークも近づいてきているとみられ、漸くその再建、処理に焦点が当たってきたといえる。不良債権処理についてはこれまでも様々な施策を講じてきており、ここではこれまでの不良債権処理スキームとのその問題点についてみていきたい。

(1) 5・25 インフラ・リファイナンススキーム

- 道路のような長期のプロジェクトの期間にマッチングさせるため、インフラ融資などについて銀行が 5 年毎の借り換えを条件に 25 年まで融資期間を延長できるスキーム。
- 借入人にとっては流動性の確保、銀行にとっては運用と調達のミスマッチをなくし、正常債権として取り扱えることから引当コストの削減にもつながるメリットがあるとして導入された。一方で融資期間が長期に亘ることから、借入人にとっては金利負担が重くなること、銀行は延長せざるをえず、エバーグリーン融資となるおそれがあり、借入人が抱える当初の問題が大きくなることが指摘されている。

(2) ARC (Private Asset Reconstruction Company) の導入

- 2002 年に銀行からの不良債権買取促進のために導入されたが、2014-15 年度、2015-16 年度の買取は不良債権額の 5%程度に留まる。また ARC にとっても回収が困難な案件が多く買取価格が大幅なディスカウントとなっている。

(3) SDR (Strategic Debt Restructuring)スキームの導入

- 2015 年 6 月に導入され、既存株主の承認を条件に銀行団に企業債務の株式(51%持分)への転換を認め、転換後の株式は入札で売却。本スキームに要する時間は 18 カ月を想定、残った銀行債権は正常債権として分類される。
- 転換される債務が不十分で多くの企業で再建見通しが立たない状況が続き、2016 年 12 月末現在売却まで進捗したものは 2 件に留まる。

(4) S4A (Sustainable Structuring of Stressed Assets)

- 2016 年 6 月に導入。銀行により設立される独立機関が企業の持続可能な債務金額を決定、残りの部分を株式などに転換する。転換する持分は過半未満でも良く、企業の所有権に変更なく所有者を引き続き再生に関与させる。
- キャッシュフローに基づきはじき出す持続可能な債務金額は過半以上である必要があり、債務過剰な企業などはこのスキームの適用外となるなど、現時点では当該スキームの利用例は少ない。

(5) JLF (Joint Lenders Forum)

- RBI は債権者に JLF 参加を推奨。従来は債権者の金額の 75%、債権者数の 60%で不良債権処理などの方針を決定していたが、今回 5 月に緩和されそれぞれ 60%と 50%となった。
- これまでは参加各行の債権額、資本バッファ、インセンティブなどの違いから合意形成が難しいケースも多い。

4. 不良債権問題における課題

上記でみた不良債権処理スキームを含め、ここで不良債権問題における課題を少し整理してみることにはしたい。

(1) 不良債権認識（分類）の問題

資産査定の厳格化によって不良債権の抽出については峠を越えたものとみられるが、引き続き銀行にとっては不良債権とするよりリスクを選好する傾向があり、隠れた問題債権となるリスク。リストラ正常債権からの不良債権への転落はまだ続くとの観測がある。

(2) 銀行団の合意形成の問題

SDR の合意形成が難しく不良債権処理が進まない。特に大企業ではレンダーが多数となるためよりハードルが高くなる。

(3) 適切なインセンティブの欠如

銀行にとっては償却を行う税務面などインセンティブがなく、逆に不良債権として処理を進めた場合事後的に政府調査機関からの追求を受ける可能性があり、問題を先送りしリスクジュールを選好する傾向がある。

(4) 資本の問題

政府は 2016 年初頭に 2015-16 年度より 2018-19 年度までに 7,000 億ルピーを資本注入すると公表して以来、予定通り公的銀行への資本注入を実施してきている。この政府による資本注入の他 1 兆 1 千億ルピーについては自助努力で調達するとしていた。一方で不良債権については当初想定より膨らんでおり、1 兆 8 千億ルピーや 7,000 億ルピー自体が不十分となっている。

比較的問題の少ないインド最大の State Bank of India などは資本市場から資本調達が可能であるが、一方で財務内容の悪い銀行の市場からの資本調達は限定的とみられるため、想定通りの資本調達は難しいものとみられる。

(5) 大企業への集中

大企業への不良債権の集中は銀行団の合意形成やまた破綻処理が困難なこと、1 社の処理で多額のロスがでることなどからより不良債権処理を難しくしている。

5. 1949 年銀行規制法の修正・直近の政府施策

以上のような課題を抱える中、今後の不良債権・問題債権について再建手続きの進捗加速を意図して 2017 年 5 月に政府は大統領令ルートで 1949 年銀行規制法の修正を行なった。1949 年銀行規制法の 35A 項では RBI の指導に関する権限が規定されており、銀行について預金者や銀行にとって有害な行為の制限や銀行への全般に亘る指導・監督を行なうことができるようになっている。今回の大統領令は 2017 年銀行規制法（修正）大統領令とされ、昨年の破産・倒産法施行も踏まえて 35A 項に付加される形となっており、1 つは債務者がデフォルトした場合、RBI が銀行（団）に再建手続きのプロセスを主導するよう指導する権限を与えるというものである。尚、デフォルトについては破産・倒産法におけるデフォルトと同様の意味としている。

2 番目に、問題債権における再建手続きについて RBI が銀行を指導する権限を与えるというもの、更に問題債権における再建手続きについて、銀行に助言を与える監督委員会などを設

置する権限を RBI に認めるとするものである。

今回の大統領令による銀行規制法の修正を受けて RBI は 2014 年の Joint Lenders Forum (JLF) と再建計画に関連する通達の修正を行い、JLF の意思決定要件の緩和を行った。これまでの債権額基準である 75% を 60% に下げ、また債権者数基準の 60% を 50% に引き下げるもので、当該基準で意思決定された事項は JLF のレンダー全員に効力が及ぶものとする通達を出状している。

RBI のデフォルト時の権限強化については、現状でも 2016 年に破産倒産法が施行され、債務者がデフォルトに陥った場合は金融債権者が再建手続きの申し立てを行なうことができるようになっており、それほど大きな変更ではないともいえる。一方でその利用は限定的であり、今回の大統領令によって、再建手続きの申し立てが選択肢にありながらもそれに踏み切れない銀行に対して、RBI が背中を押すことで申し立てに至るケースが出て来れば、再建手続きを進捗させる手段としては有効といえる。

またこれまで政府が導入した不良債権処理スキームが成功していない理由の一つに、巨額の不良債権処理を行なった場合、決断を下した経営陣などに対して、CVC（中央監視委員会）、CAG（会計監査局）、CBI（中央検査局）などの各検査当局による調査の対象となるケースが多いことが挙げられている。実際に公的銀行である IDBI Bank の前会長は破綻した Kingfisher 航空案件で貸出の責任を追及され逮捕されるなど、銀行の経営者にとっては再建手続きに入ることに二の足を踏まざるを得ない理由となっている。

RBI が監督委員会を設置しその監督下（あるいは RBI の指導の下）で再建手続きを進めていくことで、銀行経営陣に対する事後の調査・処分の可能性が軽減されるのであれば、再建手続きに踏み切るケースも増えて来るだろう。ただ一方で監督委員会の監督下で再建を進めるだけでは事後調査などのリスク軽減には十分ではないとの声もあり、ジャイトリー財務大臣は、インドの公的銀行でよく発生し前政権時代には不良債権の温床ともなっていた不正融資問題を防ぐため、併せて汚職防止法の見直しについても言及しており、注目したい。

JLF については、基準が緩和されたことで銀行団の合意形成のハードルは一定程度下がるものとみられる。最終的には RBI の権限強化が行われたことで再建手続きの指導を行なうことができるものの、まずは銀行団が自主的に合意形成できる環境を整えたということだろう。

6. まとめ

以上で見てきたようにインドの不良債権問題はその規模・深刻度から個別行で解決できる問題ではなく、政府主導のもとに行われる必要がある。

今回の大統領令による措置については、個別案件にどこまで RBI・監督委員会が関与していくのか不透明なこと、また新たなスキームの提示ではなく抜本的な解決策を提示したとは言えないこと、また最も重要な資本不足への対応策はないことなど問題点は種々あるが、問題企業の再建に向けた第一歩であり、再建手続きを進めていく前提として重要という見方はできる。

公的銀行と一言で括っても不良債権問題の状況には程度に差があり、そのうち財務の弱い銀行について資本注入問題は必ずでてくるものと考えられる。他方体力のある健全な公的銀行もあり、そうした銀行は自ら市場からの資本調達も可能である。従って今後不良債権処理を進め

ていくにあたって政府は、こうした体力のある公的銀行を軸としての公的銀行の整理統合と、それに対する政府の集約的資本注入といった手段を実行していくことも想定される。いずれにしても不良債権問題は処理実行の段階に入ったが、不良債権がこれ以上拡大する前に処理を早急に進めて金融システム安定化を図ることがインドのマクロ経済発展のために重要である。

以上

<参考>

インド 主要行 不良債権の状況		グロス不良債権 額 億ルピー		ネット不良債権額 億ルピー		リストラ正常 債権額 Dec-16 億ルピー	グロス不良債権 比率%		ネット不良債権 比率%		純利益 億ルピー				Capital Adequacy Ratio %	
		Mar-16	Dec-16	Mar-16	Dec-16		Mar-16	Dec-16	Mar-16	Dec-16	Mar-16 (1y)	Jun-16 (3m)	Sep-16 (3m)	Dec-16 (3m)	Mar-16	Dec-16
公的銀行	Allahabad Bank	1,538	1,909	1,029	1,280	569	9.76	12.51	6.76	8.65	▲ 74	▲ 57	7	8	11.02	10.60
	Andhra Bank	1,144	1,689	604	938	844	8.39	11.88	4.61	6.98	54	3	5	6	11.58	11.56
	Bank of Baroda	4,052	4,264	1,941	1,901	1406	9.99	11.40	5.06	5.43	▲ 540	4	6	25	13.17	12.55
	Bank of India	4,988	5,178	2,800	2,553	1281	13.07	13.38	7.79	7.09	▲ 609	▲ 74	13	10	12.01	12.11
	Bank of Maharashtra	1,039	1,541	683	1,036	352	9.34	15.08	6.35	10.67	10	▲ 40	▲ 34	▲ 18	11.20	11.43
	Canara Bank	3,164	3,434	2,083	2,230	2228	9.40	9.97	6.42	6.72	▲ 281	23	36	32	11.08	12.28
	Central Bank of India	2,272	2,584	1,324	1,461	1192	11.95	14.14	7.36	8.54	▲ 142	▲ 60	▲ 64	▲ 61	10.41	9.99
	Corporation Bank	1,454	1,583	916	1,032	NA	9.98	11.26	6.53	7.64	▲ 51	4	21	16	10.56	11.30
	Dena Bank	856	1,130	523	684	NA	9.98	14.79	6.35	9.52	▲ 94	▲ 28	▲ 4	4	11.00	11.18
	IDBI Bank Limited	2,488	3,525	1,464	2,095	1764	10.98	15.16	6.78	9.61	▲ 366	2	1	▲ 226	11.76	11.29
	Indian Bank	883	968	542	580	595	6.66	7.69	4.20	4.70	8	31	41	37	13.20	13.89
	Indian Overseas Bank	3,005	3,450	1,921	1,990	825	17.40	22.41	11.89	14.32	▲ 290	▲ 145	▲ 77	▲ 55	9.66	10.78
	Oriental Bank of Commerce	1,470	2,049	993	1,369	664	9.57	13.80	6.70	9.68	16	10	15	▲ 13	11.76	13.16
	Punjab & Sind Bank	295	550	423	389	402	6.48	9.40	4.62	6.80	34	10	5	8	10.91	11.50
	Punjab National Bank	5,582	5,563	3,542	3,499	1722	12.90	13.70	8.61	9.09	▲ 397	3	5	21	11.28	11.62
	State Bank of India	9,717	10,817	5,581	6,143	3463	6.50	7.23	3.81	4.24	995	252	254	261	13.12	13.73
	Syndicate Bank	1,383	1,695	902	1,061	405	6.70	8.69	4.48	5.63	▲ 164	8	8	9	11.16	12.33
	UCO Bank	2,091	2,218	1,144	1,055	585	15.43	17.18	9.09	8.99	▲ 280	▲ 44	▲ 38	▲ 44	9.63	10.26
	Union Bank of India	2,417	3,240	1,403	1,825	552	8.70	11.70	5.25	6.95	135	17	18	10	10.56	11.36
	United Bank of India	947	1,085	658	673	NA	13.26	15.98	9.04	10.62	▲ 28	4	4	6	10.08	10.84
	Vijaya Bank	603	630	428	418	161	6.64	6.98	4.81	4.74	38	16	15	23	12.58	12.50
合計		51,388	59,103	30,903	34,210	19,008					▲ 2,026	▲ 61	236	60		
民間銀行	ICICI Bank	2,622	3,772				5.82	7.91	2.98	4.35	973	223	310	244	16.64	15.98
	Axis Bank	609	2,047				1.67	5.22	0.70	2.18	822	156	32	58	15.29	16.03
	Kotak Mahindra Bank	284	318				2.36	2.42	1.06	1.07	209	74	81	88	16.34	15.99
	Yes Bank	75	101				0.76	0.85	0.29	0.29	254	73	80	88	16.50	15.60
	HDFC Bank	439	523				0.94	1.05	0.28	0.32	1,230	324	346	387	15.50	15.90
	IDFC Bank	306	359				6.16	7.03	2.39	2.57	47	26	39	19	22.04	18.39
出所: BSE、各行		4,335	7,119								3,534	876	888	884		

—了—

本レポートは情報提供のみを目的として作成したものであり、何らの行動を勧誘するものではありません。
 ご利用に関しては、すべてお客さまご自身でご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
 本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成していますが、当行はその正確性を保証するものではありません。
 本レポートのご利用によりお客さまがいかなる損失、損害を受けられても当行は一切の責任を負いません。
 本レポートはお客さま限りでご利用くださいますようお願いいたします。